

広島市障害者差別解消推進条例（仮称）素案【概要版】

目的

障害を理由とする差別の解消の推進に関して以下の内容を定める。

- 基本理念、本市の責務、事業者及び市民の役割
- 相談及び紛争解決のための体制
- 障害及び障害者への理解促進その他の施策の基本的事項



地域共生社会の実現を図る

基本理念

障害を理由とする差別（不当な差別的取扱いをすること又は合理的配慮をしないこと）の解消の推進は、以下の事項を基本理念として行う。

- 全ての障害者は、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい権利を有すること
- 全ての障害者は、社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- 全ての障害者は、可能な限りどこで誰と生活するか選択の機会が確保され、地域社会で他の人々と共生することを妨げられないこと
- 何人も、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないこと
- 全ての障害者は、社会的障壁の除去を希望する場合は、合理的な配慮がなされる必要があること
- 全ての障害者は、障害があることに加え、性別、年齢等の複合的な原因により、特に困難な状況にある場合に適切な配慮がなされる必要があること
- 何人も、紛争の防止又は解決に当たっては、お互いの立場を踏まえ、当事者間の建設的な対話による相互理解が基本であること
- 何人も、障害及び障害者に関する理解と関心を深める必要があること
- 全ての障害者は、可能な限り意思疎通や情報取得・利用のための手段について選択の機会が確保・拡大されること
- 全ての障害者は、災害時においてその特性に応じた適切な配慮がなされる必要があること

本市の責務、事業者及び市民の役割

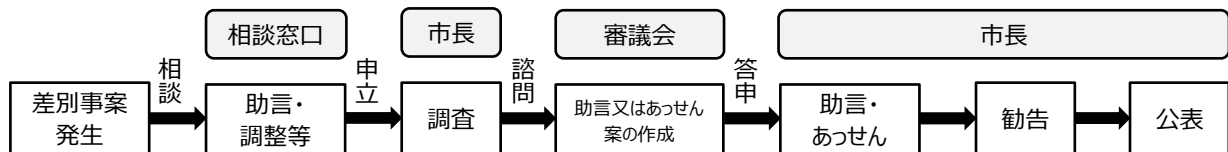
- ◎ 本市…基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解の促進並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関し、必要な施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する
- ◎ 事業者…基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解と関心を深め、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に行うよう努めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努める
- ◎ 市民…基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解と関心を深めるとともに、本市が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力するよう努める

障害を理由とする差別の禁止

- ◎ 不当な差別的取扱い…本市及び事業者⇒**禁止**
- ◎ 合理的配慮の提供…本市⇒**法的義務**、事業者⇒**努力義務**

障害を理由とする差別を解消する体制の整備

- 障害を理由とする差別に関する相談に応じ、その解決を図る体制を整備
- 相談に対して必要な措置を講じてもお事案が解決しない場合に、助言又はあっせん等を行う体制を整備（助言又はあっせん案を作成する広島市障害者差別解消審議会の設置等）



障害を理由とする差別の解消を推進する施策

- ◎ 障害及び障害者に関する理解の促進
- ◎ 情報保障及び意思疎通支援
- ◎ 災害時の支援
- ◎ 表彰

検討

条例の施行後、社会情勢等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の見直しを検討する。